

和歌山市私有道路内公共下水道設置に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、和歌山市公共下水道処理区内の私有道路（以下「私道」という。）に和歌山市が公共下水道（以下「公共下水道」という。）を設置する手続き及びその基準について必要な事項を定めるものとする。

(設置できる私道の基準)

第2条 公共下水道を設置することができる私道は、次の各号のいずれにも該当しているものとする。

- (1) 公共下水道の工事が通常の工法にて支障なく施行できること。
- (2) 私道を利用する家屋が2戸以上あること。
- (3) 公共下水道を設置することについて、私道の土地所有者の承諾が得られていること。

(設置に関する手続き)

第3条 私道に公共下水道の設置を要望するものは、公営企業管理者に和歌山市私道内公共下水道設置申請書（別記様式第1号（以下「申請書」という。））により申請するものとする。

2 公営企業管理者は前項の設置の申請があった場合は、前条第3号に規定する承諾を得るための業務を行うものとし、申請の採否決定し、その結果を公共下水道管布設決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 私道に公共下水道の設置の要望がない場合であっても、公共下水道を整備する必要性の高い私道にあつては、公営企業管理者は前条第3号に規定する承諾を得るための業務を行うものとする。承諾が得られた場合においては、原則として公共下水道を利用することとなる受益者又は自治会長等その地域の代表者に公共下水道を設置することについて説明を行うものとする。

4 前3項に係る承諾は、土地使用承諾書（別記様式第4号）により得るものとする。

(設置後の市の責務)

第4条 公営企業管理者は、公共下水道の設置工事が完了したときは、私道の地上を工事前の原状に復する責務を負うものとする。

2 公共下水道の維持管理は市が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号

年 月 日

(宛先)

和歌山市公営企業管理者

住 所
代表者
氏 名

公共下水道管設置申請書

次のとおり私有道路に公共下水道管の設置を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

私道の位置 和歌山市

利用戸数 宅地数 宅地
家屋数 棟

添付書類 位置図
公図の写し
地籍測量図
土地の登記事項証明書
公共下水道私道内設置申請者名簿（別記様式第2号）
受益者負担金納付同意書
その他（ ）

年 月 日

様

和歌山市公営企業管理者

年 月 日付けで申請のあった公共下水道管設置申請について、次のとおり決定したので通知します。

1 設置の採否
(否の理由)

2 設置の場所

3 設置予定時期

4 実施の条件

- (1) 設置予定時期については予算の状況により変更することがあります。
- (2) 下水道管設置後維持管理を行なうために当該私道への立ち入りや修繕工事等を、正当な理由がない限り拒むことはできません。
- (3) 下水道管設置後新たに下水道管の利用を申出するものがあるときは、正当な理由がない限り拒むことはできません。
- (4) 設置された下水道管の移設又は撤去を必要とするときは公営企業管理者と協議し、原因者が費用負担してください。

土地 使 用 承 諾 書

私が所有する次の土地が存する私道に和歌山市が公共下水道を設置すること、及び公共下水道を設置するために支障となる既存地下埋設物を移設することについては、次の事項を確認したうえで、土地所有者及び道路管理者として承諾いたします。

また既存地下埋設物を移設するために、本土地使用承諾書を既存地下埋設物管理者へ提供することについても異議ありません。

1 土地の表示

2 確認事項

- (1) 設置する公共下水道の所有権及び管理者は和歌山市とします。
- (2) 公共下水道の設置期間は、当該公共下水道の存続期間とします。
- (3) 公共下水道の存続期間中は、当該公共下水道に支障を及ぼす建物又は、工作物を設置しません。
- (4) 設置した公共下水道の管理保全のため和歌山市が必要とする場合は、土地への立ち入り及び工事等を行なうことについても承諾します。
- (5) 今後、新たに当該公共下水道を利用する使用者が生じた場合においても異議はありません。また、その利用のために行う工事についても承諾します。
- (6) 設置に伴う地代は無償とします。
- (7) 工事完了後の復旧方法については原形復旧とし異議申し立ていたしません。また、原形復旧後の境界等の問題については私方において解決します。
- (8) 公共下水道を設置完了後において、当該土地の利用状況の変更等により公共下水道の位置等を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ公営企業管理者と協議します。この場合に要する費用は原因者で負担するものとします。
- (9) 公共下水道工事完了後の当該私道における公共下水道施設以外についての管理は従来どおり私方で行います。
- (10) 所有権の変更等権利に変更が生じた場合には、この承諾書の事項について継承するようにします。

年 月 日

(宛先)
和歌山市公営企業管理者

土地所有者 住所
氏名

印